入間市国民健康保険条例新旧対照表

改正案	現行
(出産育児一時金)	(出産育児一時金)
第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険	第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険
者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時	者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時
金として <u>408,000円</u> を支給する。この場合にお	金として404,000円を支給する。この場合にお
いて、健康保険法施行令(大正15年勅令第243	いて、健康保険法施行令(大正15年勅令第243
号) 第36条ただし書に規定する出産であると市	号) 第36条ただし書に規定する出産であると市
長が認めるときは、これに <u>12,000円</u> を加算する	長が認めるときは、これに <u>16,000円</u> を加算する
ものとする。	ものとする。
2 略	2 略